

# (仮称)市川市自治会等を応援する条例の制定についてのパブリックコメント実施結果

市川市 市民部 地域振興課

## ○実施期間

令和元年11月16日(土)～令和元年12月16日(土) 30日間

## ○ご意見を提出いただいた方の人数及び件数

① インターネット	12人	39件
② ファクシミリ	32人	76件
③ 地域振興課へ提出(持参)	13人	31件
④ 市政情報コーナー(中央図書館等)	0人	0件
⑤ 郵送	8人	27件

## ○ご意見への対応

① ご意見を踏まえ、修正するもの	12件
② 今後の参考とするもの	3件
③ ご意見の趣旨や内容について、考え方が盛り込み済みであるもの	5件
④ その他(質問や本条例そのものに対するご意見でないもの等)	153件

うち、条例に無関係な質問など19件については掲載を省略いたします。

## ○ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	用語の定義は、「自治会」と「自治会等」で分ける必要があるのか。	本条例では、単一の自治会の支援はもとより、自治会により構成され、各自治会をとりまとめる役割を担っている市川市自治会連合協議会も支援していきたいと考えておりますので、自治会等という定義をしております。	④

2	用語の定義において自治会と自治会等を分けたことは適切であるが、自治会と自治会等とされる自治会連合協議会等とは、発起源も実体内容も異なっているのですべて自治会等で総称することは誤解を生ずる。自治会連合協議会等は、自治会相互の連絡調整、研修等を行う組織であって、自ら自治会と同様の役割をするものではないことを踏えて規定されるべきである。	本条例では、単一の自治会の支援はもとより、自治会により構成され、各自治会をとりまとめる役割を担っている市川市自治会連合協議会も支援していきたいと考えておりますので、自治会等という定義をしております。	④
3	市川市自治会連合協議会の加入の有無をもって市が何らかの区別を行うことは問題があると思う。	自治会には法的根拠がありませんが、市が支援する対象としての自治会には市民生活の向上に寄与するなど一定の役割が求められます。そこで、活動区域などの自治会間の連絡調整や市政に対する協力などを目的とする市川市自治会連合協議会に加入していることをもって「市長が認めるもの」としております。	④
4	自治会、町会というのは一般的な名詞であることから、本条例は、自治会連合協議会に加入し、市長が認めた団体のみ適用があるということを確認してほしい。	なお、固有名詞は条例の文言としてそぐわないため、「市川市自治会連合協議会」及び「地区連合会」の名称は使わず、定義も行いません。また、本条例では、本市の他の規則と同様、町会も「自治会」として定義しております。	④
5	自治会連合協議会、町会、地区連合会の定義が必要。	また、本条例では、本市の他の規則と同様、町会も「自治会」として定義しております。	④
6	条例の内容が当たり前すぎて、本案の内容だけでは全く意味がない。		④
7	役員の高齢化により活動内容が制限され、役員に報酬を与えると会費が上がり、自治会の加入数が減少する可能性があるため、現在の条例では自治会の運営の中心となる役員の現状の解決にはならない。	もっと多くの市民や団体に、本条例の内容を知っていただくことが必要であると考えております。	④
8	多くの自治会では、住民の高齢化により、会長、役員のみならず手が少ないことや、自治会に対する無関心が共通する問題である。これらの問題を解決する方向が条文に入れられないか。	条文としてそのまま取り入れることは見送りましたが、条例に基づいてこれらの問題についての対応策を検討してまいります。	②

9	(2) 目的について、「住民の生活向上」→「住民の生活環境向上」に変更すべき	当該文言は、自治会の役割を限定して解釈されうるおそれがあることから削除する予定です。	④
10	(7) 住宅関連事業者の役割について、「当該地域で活動する自治会等に対し、建築計画に関する情報を提供するように努めるものとします」→「当該地域で活動する自治会等に対し、建築計画に関する情報を提供するように努めるものとします（当該地域の自治会に関する情報は市が提供する）」にすべき	当該条文における「建築計画に関する情報」は、住宅関連事業者から取得するのではなく、別の方策を検討し、住宅関連事業者の役割からは削除する予定です。	④
11	条例制定は賛成だが、制定後のフォローチェックが必要。	他の条例、規則同様、制定後のフォローチェックも適宜行ってまいります。	②
12	「市職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に自治会活動に参加するように努めるものとします」を加筆すべき		③
13	自治会活動の担い手が中々見つからないので、現職で自治会内に居住する職員は、行事がある時に、小学校区防災拠点協議会のように、当日だけでもお手伝いしてもらえると助かると思う。 また、退職した職員は、地元自治会の役員として複数年継続して自治会活動を担うようにしていただきたい。	市職員であっても、自治会活動は、勤務時間外に行う本人の自発的な活動であると考えております。 本条例の基本理念も、市民の多様な価値観及び自主性を尊重することとしております。	④
14	市の役割について、市民、市に転入する者に対する自治会参加に対する理解をお願いしたい。特に、市の職員は、積極的にイベントに参加する事を希望します。	このことから、骨子案で「市職員の役割」とした内容は、市が職員に働きかける「市の役割」として検討を進めていきます。	④
15	市職員の役割の文章が曖昧。市職員が居住をしていないが、働いている地域の自治会に参加するという意味であれば、市職員が個人として地域活動に参加するのはおかしい。市職員が居住をしている地域の自治会に属して地域活動に参加するという意味であれば、基本理念の自主性を阻害することになる。		④
16	市川在住全職員が自治会活動に理解を示し、積極的に加入して活動に協力してほしい。		④

17	市の役割の中に「自治体（本市）は自治会からの意見・要望等に対し建設的に審議・対応するように努めるものとする。」を加筆すべき	自治会からの意見・要望には様々なものがあるので、条文としての追加はいたしません。今後ご意見・ご要望に対しては真摯に対応してまいります。	②
18	市と自治会の関係性だけでなく、自治会活動が地域にどんな効果をもたらしているのかが重要事項であり、いかに生活に密着した問題に取り組んでいるのかをさらに明文化し、地域コミュニティー、福祉、環境といった抽象的な言葉を、より具体的な言葉に置き換えることが必須。	自治会活動は、自治会によって異なりますので、本条例では、自治会等の役割として、具体的な活動内容までは表記いたしません。	④
19	自治会の公共性を図るため、市議会議員は自治会や社会福祉協議会などにおいて、全ての役職に就くことを禁止し、条例に明文化し、罰則を設けるべきである。	本条例では、基本理念に記載したとおり、市民の多様な価値観及び自主性を尊重することとしています。	④
20	自治会長はその任期期間中、準公務員扱いとし、民生委員の規則にならって、特定の市議、県議、国会議員、特定の政党を表立って応援してはならないと定めるべき。また、自治会の副会長、会計、監事、監査、理事など全ての役職に就く自治会役員に対しても、自粛を通達すべき。	地方自治法の規定以上の禁止条項や罰則を設けたり、自粛を促す考えはございません。	④
21	住宅関連事業者の役割について、自治会の加入は個人の自由であるため、不動産業者が地元自治会へ勧誘することを「強要」と捉えられる可能性があり、不動産業者は地域に自治会があることを伝え、活動を紹介する小冊子の配布程度にとどめるべき。	本市も同様の考え方で、住宅関連事業者に協力を要請しようと考えております。	③
22	目的の主語と述語を明確にするべき。 例「市民、自治会等、その他関連団体、事業者、住宅関連事業者、市及び市職員は、自治会等が住民の生活向上と地域の発展に寄与し、市政運営に欠かせない協働のパートナーであることを認識し、市民の自治会等への加入及び活動への参加を促進するとともに、互いに連携し、協働して、安全で安心な住みよい地域社会の形成に努めることを目的とします。」	ご意見を踏まえて、目的の条文を検討します。	①

23	住宅関連事業者には、新規入居者に対し、自治会の情報提供をするだけでなく自治会加入を強かに勧めてもらいたい。 また、市は、マンション、アパートの住人に対し、集合住宅の管理会社、オーナーを通じ、強かに加入を勧めてもらいたい。		④	
24	住宅関連事業者が新築の物件に入居予定の方に加入の依頼をしてほしい		④	
25	ごみ問題について、住宅関連事業者から新規入居者に説明して欲しい		④	
26	自治会内の地域にある未加入の集合住宅のオーナー等に自治会加入をすすめるパンフレットを配布してアパート単位で会員とする。地域振興課がアパートの所有者や管理会社へ直接アプローチをかける。	現状では、No.21の考え方で、住宅関連事業者に協力を要請しようと考えております。	④	
27	住宅関連事業者の役割に、管理人のいないアパート・マンションは入居の時必ず不動産会社があるので家主と自治会へ入会することを契約の中に折り込む協力をしていただきたい。		④	
28	住宅関連事業者は、市内（町内）に住宅を建てる前に5棟以上の場合にはゴミ箱を設置すること、転居者が自治会に加入することを条例で決められないか。		④	
29	各役割の順番を、目的の記載順とするべき。		ご意見を踏まえて、順番を統一します。	①
30	自治会等の役割において、包括的な努力義務が明記されているため、市の役割においても同様に明記すべき。 例「市は、自治会等が役割を果たすことができるよう自治会等と共同で取り組むこととし、地域社会の活性化及び安全で安心なまちづくりの推進に努めなければならないとします。」		ご意見を踏まえて、市の役割に包括的な条文を加えます。なお、骨子案で、自治会等の役割とした「市の施策に協力するよう努める」旨の文言は、55～57の意見を踏まえて削除します。	①
31	自治会等の役割に「自治会等は、自治会に係る法令や自治会規約等ルールへの順守に努めるものとし、」という文言を追加するべき	法令や規約等は当然に遵守すべきものですので、本条例の条文としては追加する考えはございません。	③	

32	<p>自治会等を応援していただくことは大変ありがたいが、役割を制定しているだけで、実際にどのように応援していくのかが具体的に記されていない。名称を「市川市自治会等を応援する条例」にするのはいかがなものか。市が何をするのか、もっと具体的な行動を検討していただきたい。</p>		④
33	<p>条例よりも個々の問題の改善策を提示するか、条例を作るのであれば、それに見合う財政的支援を検討していただきたい。</p>	<p>本条例の制定趣旨は、個別具体的な応援内容を示すものではなく、市民、自治会等、市などの関係団体が努めるべき役割を明文化し、市民の加入及び参加並びに各団体の連携を図るものです。</p> <p>なお、令和2年度から始める具体的な施策としては、掲示板の補助金の拡大や、地域コミュニティ活性化補助金及び地域活性化事業補助金の交付などがございます。</p>	④
34	<p>掲示板設置の補助を90%以上にしてほしい。</p>		④
35	<p>自治会等で独自に開催しているイベント、また行事への参画についての項目をご検討いただきたい。</p>		④
36	<p>財政上の措置について、上限額の引き上げ及び自治会の負担割合を検討してほしい。</p>		④
37	<p>自治会役員や班長が高齢化しているが、携わらなければいけない事が山積している。掲示板も補助金が少ないため、自分たちで試行錯誤しながら修理し、防犯灯をふさぐ庭木を切って大けがをした役員もいる。担い手不足で1人1人の負担が多い。</p>		④
38	<p>町会の行事にも補助金を出していただきたい。</p>		④
39	<p>市は、目的達成のため必要な財政上の措置を講じるよう努力義務が課されているが、その具体的な内容が明らかでない。</p>		④

40	市民の役割について、自治会の加入と活動への参加はどの程度強制力があるのか、また、加入は任意であるためこの記述の問題はないのか	本条例に強制力はなく、自治会の加入と活動への参加は任意であると考えておりますので「努めるもの」と表記しております。また、本条例は、市民の多様な価値観及び自主性を尊重することを基本理念としております。	④
41	自治会等の役割について「自治会等は地域を担う人材の育成に努めるものとする」の人材育成とはどのようなことを指すのか。	具体的な例としては、「新会長研修」や「地域活動育成塾」など（制度の説明、講演、グループ討議）の研修に参加することが挙げられます。	④
42	条例の各条に記載されている「…の役割」という表現が、上から義務を強いる響きがあり違和感を感じるため、「…指向する」、「…目指す」、「…となるよう努める」というように理念と方向を記述すれば良いのではないか。	条文としては「努めるものとする。」という表現を使用しようと考えております。他市町村では「責務」としている例もありますが、「役割」という表現が、分かりやすさ等の観点から最適と考えております。	④
43	事業者の役割は、従業員の自主性・自発性を損ないかねないため、基本理念と矛盾する。	事業者の役割は、「従業員の自治会活動の参加等に配慮するよう努める」という表現に留めており、最終的には、従業員の方が自治会活動の参加を決めるものと考えております。	④
44	事業者、住宅関連事業者に市の施策に協力を求めると、健全な市政の実施の妨げになる可能性がある。	本条例に限らず、産業振興、観光政策、災害対策など、事業者に御協力をいただいている施策は多数ございます。今後も健全な市政の実施に努めてまいります。	④
45	住宅関連事業者が建築計画の情報を自治会に提供することは個人情報保護法に抵触する。	個人情報保護法に抵触する情報の提供を求める意図はございませんでしたが、建築計画の情報は住宅関連事業者から取得するのではなく、別の方策を検討してまいります。	④
46	市の役割について、自治会等に参加している市民に対してのみ講習会、研修会を制定することは市民の差別化になる。	目的に応じて、自治会員以外の市民も参加していただける研修会を開催してまいりたいと考えております。	④

47	自治会の負担が増すようなことにはしないでいただきたい。	<p>市政運営上、自治会等の協力が必要不可欠な場面は多々ございますので、条例の条文として、自治会等の負担を増やさないことは明記できませんが、個別の協力要請につきましては、その都度協議させていただきたいと考えております。</p> <p>また、条例に明記はしておりませんが、自治会の負担を減らすのも応援の1つだと考えております。今後の課題とし、検討してまいります。</p>	④
48	条例の規定による努力義務によって、自治会の負担が大きくなりすぎないように、配慮していただきたい。		④
49	自治会長の仕事量が年々少しずつ増えているように見受けられる。仕事を洗い出してもう一度見つめなおしてほしい。		④
50	自治会役員のなりてを確保することが困難となり、後継者不足も顕在化してきている。このことから、必然的に自治会役員の高齢化も進んできている。このような状況にも関わらず、市からの依頼は多く、高齢の役員には負担が大きくなってきている。		④
51	地域のことは自治会に依頼すればよいとの従前からの意識は、自治会役員の不満のタネになっている。行政改革の一環として、市全体で自治会への依頼のあり方を見直していただきたい。		④
52	市の各部局から自治会に依頼される回覧や掲示物は、「広報いちかわ」をもっと活用することで減らすことはできないか。		④
53	どの町会も加入員促進には前向きに取り組んでいるが、町会独自では限界があり、行政、町会一体となって取り組めるような条例づくりを考えていただきたい。		④
54	行政が何でも自治会に丸投げしてくるので、役員不足の中で大変な苦勞をしいられている。		④

55	市の施策に協力することを自治会に要請する規定はおかしい。自治会は、時には市の施策に異を唱えることもあり得る。それを条例によって抑え込み、協力させようとするのは、基本理念と矛盾し、非常に危険でもある。		①
56	「市の施策に協力するよう努める」との規定は白紙委任状を出すようなものなので、自治会の決定権を奪うことになりかねないので、削除または限定する必要がある。	ご意見を踏まえ、自治会等の役割から「市の施策に協力するよう努める」を削除します。	①
57	本条例案の規定について、他の義務化の規定及び別目的の規定によって、特に市政への協力を無限定に定めるなど、規制的な色彩が強くなっており、自治会への市民の加入や自治会活動への参加の促進に逆効果となるおそれ大きいと考えられる。		①
58	その他関連団体は、自主的に設立され自由に活動しているので、協力するかどうかはその団体が決定することと考えるため、努力義務を課することは必要ない。	その他関連団体としては、具体的には、NPO団体、PTA、高齢者クラブ、子ども会、各種サークル等が考えられます。 自治会と各団体が協力し合い、お互いの団体及び地域社会に相乗効果をもたらす場面がありうることを想定して、当該条文を設けております。	④
59	その他関連団体は何を指すのかよく分からない。	なお、あくまで努力義務としていることから、その他関連団体に協力を強制することを意図したものではありません。	④
60	他の市民団体を差し置き、自治会のみを応援する条例を制定することは自治会偏重とならないか。	自治会が、自治会活動の担い手不足等で活動できなくなることにより、地域に欠かせない様々な分野の活動に支障が生じることを懸念し、本条例を制定するものです。	④
61	誤字の訂正「尊重することとします」→「尊重することとします」。	ご指摘の通り、修正いたします。	①

62	<p>①「自治会は住民の自主的な団体であり、誰もが参加できる開かれた団体であること」、  ②「市政運営の主体は市と市議会であり、自治会はそれを補完する役割を担うこと」、  ③「自治会は市の下請け機関ではないこと」、  ④「市民は地域社会の安全・安心、快適な市民生活を目指すべきものであること」、  ⑤「市は市民の自治会への加入促進するなどして自治会へ相応の援助を行うべきこと」と前文で宣言することが望ましいと考える（条文中にその趣旨が記述されていればその必要はない）。</p>	<p>同種の内容が、市民の役割に記載されております。なお、前文は、一般に法規制定の由来・経緯とその基本原理を述べたものと認識しております。</p>	③
63	<p>条例の名称が「応援する条例」となっているが、自治会等に対し誰がどのような応援をするのか読み取れない為、名称を「自治会等への加入促進条例」に変更することに問題があるのか。</p>	<p>市が自治会への加入を促進するだけでなく、自治会をとりまく各団体にも協力を求める趣旨で応援する条例といたしました。</p>	④
64	<p>安全で安心な住みよい地域をつくるのは、自治会等ではなく市および市職員の責務ではないか。自治会等は中心ではなく、市との協働の一環だと思う。</p>	<p>安全で安心な住みよい地域の形成については本市も取り組んでまいりますが、自治会との協働関係も欠かせないと考えております。</p>	④
65	<p>基本理念について「地域社会の形成にあたっては・・・」とあるが、元来、地域社会は自然発生的に成り立つもので自治会等が形成するものではないため、地域社会ではなく、正しくは地域ではないか。</p>	<p>「地域」と「地域社会」の語彙の内容から地域社会のほうが適切と考えております。</p>	④
66	<p>前文の6行目からにおいて、昭和40年代の都市課題を引用されていますが、半世紀以上が経過した今をもってなお課題としていることに時代錯誤を感じる。</p>	<p>ご意見を踏まえて、前文を修正いたします。</p>	①

67	条例の制度で自治会活動の促進が図れるのか。	本条例の制定により、自治会が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることを示し、市民の自治会への加入及び活動への参加を促進すること及び自治会、市、様々な団体との連携を深めることで、安全で安心な住みよい地域社会の形成を目指したいと考えております。	④
68	役割のなかには、条例で義務や責務を課するものもあると思うが、何故に「努める」だけなのか。 また、自ら制定しようとする条例でありながら、市職員の役割、市の役割までもが「努める」となっているのは如何なものか。	いただいた意見を勘案し、市は「努めなければならない」、自治会等、ほかの団体は「努めるものとする」として、分けることとしました。	④
69	パブリックコメントの趣旨だと「努めます」の表現は、「努めなければならない」の趣旨となり、自治会活動に努力義務を課する結果となってしまう。		④
70	市に対する努力義務は自治会等その他へ努力するものとする規定で半義務化されるおそれがあり、これは統一的に努めるものとする事で統一されるべきである。		④
71	地域の一員であることの明文化を要望したい。	「市民は、地域社会の一員であることを認識し」との文言を入れております。	③
72	パブリックコメントの公表資料が条例案の骨子のみであり、条例案制定の背景や経緯が不明であって、通常のパブリックコメントのような理解をさせるための資料及び市当局の説明が必要と考えられる。	条例案制定の背景や経緯は、前文の記載の通りと考えております。	④
73	説明資料の不足と共に条例案の内容の規定の必要根拠について明らかにされたい。		④

74	制定理由と本文各条項の内容は多目的であってパブリックコメントを求める根拠内容も明確でない。	制定理由と本文各条項の内容について、パブリックコメントを求めるものであり、様々な意見を頂戴したところでございます。	④
75	市以外の規定が「努めるものとします」となっているが努力義務規定となっていない為パブリックコメントの趣旨が違っている。		④
76	現在の自治会活動の課題、問題点がどこにあり、今後どのようにあるのかを条例（案）に具体的な事例などとして記載し、その解決方法、目標、目標の達成時期を明記していただけるよう検討をお願いしたい。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
77	大規模災害が発生した場合に、副次的に発生する事故、2次災害の責任が自治会に大きく負担をかけることになる。「自治会の災害活動による副次的な問題への責任免除」などの条項を追加するべきである。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
78	活動貢献度をポイント化して、公民館などの利用料に交換できるなど、なんらかのインセンティブが必要であると思う。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
79	新聞をとるために自治会が活動したら地域のネットワークになると思う。自治会加入も併せてお願いするなど、地域の新聞配達会社と自治会の連携を市が応援すべきと思う。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
80	自治会活動の拠点や会議の会場を確保するのに苦勞するようでは活動の活発化もあつたものではないため、会館等の取得に費用の100%を補助してほしい。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
81	集合住宅のオーナーや個人住宅へ市も積極的に自治会加入のお願いをしてほしい。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④

82	自治会に加入しなければならないという義務感が生まれなため、地域防災の中心は自治会であり、加入しなければ、いざという場合、救助が遅れる場合があるといった文言を追加すべき。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
83	加入しなければゴミステーションの利用制限を設けるなど、生活に関係するようにしなければ自治会に興味を持ってもらえなくなってしまうと思う。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
84	住民皆が顔を多く合わせる機会を作らなければ、自治会も子供会も衰退し、地域の防犯、防災、環境等が不安になると思う。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
85	ほぼ100%の加入率だが、1人住まいの高齢者も増え、以前とは異なる問題も考えていかなければいけない。これからは、住民のニーズに応える機能が必要。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
86	自治会への加入を希望しない市民にも配慮すべきである。集合住宅のニーズに合わせる、相手のタイミングを見て根気強く待つ、日中働いている方に合わせて会議を昼間と深夜に分け2度行うなど自治会のやり方や、自治会長の覚悟、創意工夫次第で会員は増やせるのではないか。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
87	自治会と老人会、子供育成会、防災部員、民生委員等と連携を深めて行動を起こすことが増員拡大につながる。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
88	市は、各部署と連携を取りながら、実行、行動を起こす事が大切である。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
89	講演、回覧、掲示を行った後どう行動して結果がどうなったのか追跡をしていない。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
90	地域のアパートが自治会に加入しておらず、自治会との連携がない住宅関連事業者の管理下にあり、防犯防災活動が懸念される。市または自治会との連携促進策の具体化が必要である。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④

91	自治会の活動が多岐にわたることや地域事情をなどをふまえて、自治会と会長職への補助金の見直しをお願いしたい。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
92	市民への情報伝達における自治会の回覧・掲示機能、ゴミ収集の管理のサポート、各種募金、自治会の活動を通じた会員同士のコミュニケーションは、市政運営において大きな役割を担っている。これらの役割を考えると市からの自治会への補助金は少ない。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
93	事業者の役割、住宅関連事業者の役割、その他関連団体の役割、市職員の役割は、条例の有無に関係なく市として強力に進めていただきたい。	市職員の役割についてはNo12などのおりですが、各団体への周知、啓発を進めてまいります。	④
94	地域の事業者は、従業員に不在等の家があった場合、自治会等に連絡してほしい。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
95	地域に住んでいる市職員を知らせてもらいたい。職員に参加するよう勧めてほしい。	市職員の個人情報を自治会に提供することはできませんが、組織内で職員の自治会活動への参加を勧奨してまいります。	④
96	地域に市の情報を知らせてもらいたい。	ご要望に応じて、対応してまいります。	④
97	自治会長の立場や地位保全を明らかにすべきだと思う。 自治会長の役割は、議員や市職員よりも多岐にわたる。今後は何らかの保障があつてしかるべきで、具体的な活動支援、あるいは支出があつて当然である。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
98	人材の育成、コミュニケーション等、集会施設を持たない自治会では行うことができない。応援するなら、まず場所を確保してほしい。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
99	同じ丁目に複数の自治会が存在していると、それぞれの町会区域に居住する世帯数が不明なので、市で町会区域図を作り、各町会の世帯数を教えてほしい。町会区域図がないため加入活動をお互いの町会で遠慮していることがある。	同じ丁目内での区域図までは作成しておりませんが、世帯数の問い合わせには、個別に応じます。	④

100	転入者に対し、居住先の自治会名、自治会の連絡先を記載した町会加入のお勧めチラシを配布する。		④
101	転入届があった場合、市の担当者が自治会長の連絡先等を記した案内を配布する等の積極的な動きがあっても良いのではないか。		④
102	転入等窓口で、自治会の役員が転入者に挨拶に行き、良いか聞いてもらい、了解をいただいたら、自治会役員が転入者宅を訪問する。 (個人情報了解を取る)	転入者には、転入手続の書類と一緒に、自治会加入促進リーフレットを配布しておりますが、今後も転入者に対する働きかけ方を検討してまいります。	④
103	行政の窓口で自治会加入促進のパンフレットを配布しているか。		④
104	転入してきた方達には、定期的に「町会へ加入のお願い」等配布する。		④
105	実際に現場で促進できる指針の明文化をお願いしたい。「条例活動細則」のような規定ができれば、具体的になり大変助かると思う。		ご要望、またはご意見として承ります。
106	行徳地区の高齢化、国際化の波は他の地区より急激で、それに対応するための条例にぜひしていただきたい。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④
107	住民への情報提供を、自治会頼りにせず、全市民に適切に提供する方向・方法をもっと考えるべき。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
108	自治会等は、行政の目指す方向性を理解し、その実行手段を提案する。例えば、自治会はイベントを提案し、市は提案内容を審査し、実行のための支援を行う。	本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。	④

109	<p>市川市のパブコメは、「要旨」または「要約」と称して、パブコメ全部を公表することなく、自分たちの都合のよい意見に「要約」して少数の項目にまとめ上げて、回答をしている。</p> <p>本来、パブコメは、出された意見すべてに対して回答すべきで、要旨ではなく、原文を公表すべきである。</p> <p>回答に対する質問が提出される場合もあり、それに対する回答も公表しなければならない。</p> <p>今回のパブコメを含め、パブコメはすべて原文ママ、それに対する回答を公表し、疑義があった場合には承諾を得るまで質疑・回答を行うべきである。</p>	<p>本市のパブリックコメントにおいては、いただいたご意見の趣旨を損なわない範囲で要約し、回答を公表しております。</p> <p>ご意見として承りました。</p>	④
110	<p>役員の選出方法、会計の内容、活動の具体的な報告等、現状の問題点、改善点等を伝え、災害時の安心の面、防犯の面、健康都市作り上、積極的に加入・運営に参加して欲しいことを伝える文書が必要。</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第4条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④
111	<p>自治会の運営はボランティアで行ってきているが、自治体の強力な応援（バックアップ）、助言がないと、自治会存続は難しくなってきたと思う。</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④
112	<p>自治会に対するアンケートをして、市民が加入についてどう思っているか、知ること必要かと思う。</p>	<p>ご要望、またはご意見として承ります。</p>	④
113	<p>前文、基本理念、市民、自治会等の役割、市の役割に「地域コミュニティ＝地域力」への支援が感じられる文面の検討を望む。</p>	<p>前文において、自治会の重要性を表記し、条例を制定する経緯を説明しております。</p>	④
114	<p>自治会役員のなり手不足の状況から、何らかの方策を盛り込んでほしい。</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④

115	市役所各部署からは地域振興課を通して自治会長に仕事がきているのか。	現状では、全ての自治会への依頼が地域振興課を通してはありませんが、情報の共有を図ってまいります。	④
116	条例ができれば、関連事業所と顔の見える関係を作りたいので、挨拶に伺いたい。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
117	大きなマンション等には、市職員と自治会が合同で加入促進に行ったらどうか。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
118	自治会加入促進プロジェクトの参考になる情報を自治会にフィードバックしてほしい。	公式ウェブサイトにて提言書を公開し、各自治会長にも印刷したものを配布しています。	④
119	行政から自治会へとお願ひ、依頼の一方通行の傾向が多々感じられるので、きめ細かな対応が必要と考える。現場の実態を知ることが要望する。	ご要望、またはご意見として承ります。	④
120	自治会ハンドブックを作成し、自治会活動に役立てるため、各自治会に配布してほしい。	「自治会長便利帳」や「自治会加入促進マニュアル」を各自治会長に配布しております。今後も情報提供に努めてまいります。	④
121	未加入者にも既加入者にも様々な立場の人がいる。無理なく自治会と付き合い合える制度（会費や役員の軽減といった「準会員制度」、「特別会員制度」）を考え、個人の負担を軽減し加入しやすくする環境を整えることも一つの方法だと思う。	ご意見の内容は、市が条例その他で定めるものではなく、各自治会内で検討していただくものと考えます。	④
122	定年制などを明記するなど、若い役員が入ってもらえるような施策を考えてほしい。		④
123	新住民には必ず自治会入会を義務化し、役員育成のためにも若い方々に自治会に関心を持ってもらい、また、年齢構成の幅を広げ、自分たちの自治会はみんなで守る意識が大事である。	自治会は、任意に加入していただくもので義務化や強制をすることはできないと考えております。	④
124	自治会に加入するという強制力をもった条例でなくては意味がないと思う。		④

125	<p>社会が無関心化している状況では、条例の効果はあまり見込めないように思う。そこをどのように解決するのかが一番難しい問題だと思う。</p> <p>そんな懸念を覆すような行政のがんばりに期待する。</p>	<p>ご要望、またはご意見として承ります。</p>	④
126	<p>市の職員は、年に何度か自治会の話し合いに参加して意見を聞き取ったり、アドバイスをすることも必要と思われる。</p>	<p>ご要望、またはご意見として承ります。</p>	④
127	<p>自治会への加入促進の際、役員への参加協力を図ることを明記しておいた方が良い。</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④
128	<p>自治会の役割に、災害時の援助物資の配布等の際には、自治会が関与する旨記載することを提案する。</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④
129	<p>新規に建つアパートについては、町会の加入の促進を図れるような条例を完備してほしい。</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④
130	<p>市の役割に、具体的な応援内容の記載があると期待していたが、今までに行っていたことを文章化しただけのように感じた。自治会が他団体よりも優先して市の施設を予約できるといった具体的な応援する内容を記載していただきたい。</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④
131	<p>お互い様、助け合いの精神が希薄になっていることを課題とする条例であるべき</p>	<p>本条例は、事業や施策の内容などを個別具体的に定めるものではなく、第1条の目的の範囲で定めることとしています。</p>	④
132	<p>前文において、自治会等が行政のパートナーとなる前提は、あくまで地方自治体としての市と自立的な自治会が協力する関係として定めなければならない。市の行政組織の一端として自治会が取り扱われるのではないことを表現するべきである。</p>	<p>前文での表現は見送りましたが、地方公共団体としての市と自立的な自治会が協力関係にあると考えており、市の行政組織の一端として自治会を取り扱う考えはございません。</p>	④

133	<p>制定の目的においても「市政運営に欠かせない協働のパートナーであることを示す」とされるが、日本国憲法92条の規定にあるように、地方公共団体の組織及び運営にある事項における運営は行政権限とその作用について定められるので、市の行政権限と作用の下で自治会が従う形での協働と解されるおそれがある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>	①
134	<p>条文の趣旨による市民の自治会等への加入及び活動への参加を促進することを目的とすることを主目的としなければならない。その限りにおいての連携であり、協働して、地域社会の形成を目的とするものでなければならない。</p>	<p>ご要望、またはご意見として承ります。</p>	④
135	<p>基本理念の規定においては、本条例案の市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加の促進について定めることが盛り込まれていない。各条項のうち(2)の自治会等が未永く運営され、活発な地域活動を行えることとするは、規定としては不要であり、(4)の自主性を尊重する方が(3)の配慮よりは重視されるべきであるから条項の順序を変えるべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>	①
136	<p>自治会等の役割で、快適な地域社会を実現するため、地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動、地域福祉活動、環境整備活動などに努めるものとするとしているが、これら例示事項は自治会等が努めるものとする一例にすぎず、本条例案の目的とする規定ではない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>	①
137	<p>市の役割のうち、地域社会の活性化及びまちづくり推進に取り組むよう努めなければならないとする規定は、本条例案の目的外のことを定めたもので不要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>	①
138	<p>事業者及び住宅関連事業者に条例の主旨を伝え、「交代で役員へ参画させる」、「会費納入」などを義務づける条例にさせていただきたい。</p>	<p>事業者及び住宅関連事業者に、役員としての参加や会費納入の義務づけをする考えはございません。</p>	④

139	今回の条例で自治会の加入者が爆発的に増えるとは思えないが、自治会役員にとっては、ありがたい、そして、心強い条例である。	本市としても自治会を支援する施策の推進の根拠とするべく、速やかに制定したいと考えております。	④
140	この条例の制定により、市政や地域社会で自治会の位置付け、役割がより明確になり、喜ばしい。		④
141	条例が成立すれば、自治会活動の円滑化、地域社会の活性化につながり、自治会員が安全で安心して暮らせる明るい町づくりに役立てることが出来る。条例の制定を早急に願う。		④
142	条例は自治会運営に力強い援護である。		④
143	自治会内の高齢化が進み、また、防犯についてさらに強化する必要性を強く感じている。今回の条例の趣旨に賛同する。		④
144	概ね良好であたり前の骨子案であると思う。自治会活動や自主的組織を含めた諸活動が市と共動であるという位置付けは歓迎すべきことだ。	本市としても自治会を支援する施策の推進の根拠とするべく、速やかに制定したいと考えております。	④
145	今回の条例はとても良い企画だと思う。令和2年4月1日から施行とのことだが、住民への周知により一人でも多くの方が自治会に加入していただくよう大いに期待している。		④
146	集合住宅の加入世帯数の低下、自治会役員のなり手不足、住民意識の低下、商店会の弱体化など、自治会を取り巻く環境は厳しくなっている。条例を制定し、市を挙げて推進していただきたい。		④
147	条例案は基本的かつ理念的な内容であり、自治会非加入の問題改善の実効性は大きく望めないものの、この主旨に則り具体的な措置が今後出てくるのであれば意義はある。		④
148	制定に賛成します。特に集合住宅の加入率のテコ入れになるような文言を入れるべきだと思う。これにより「市が自治会に協力しやすくなる」ことを望む。		④

149	自治会活動を広くPRでき、まち全体で盛り上げて加入促進の起爆剤になるよう期待している。	本市としても自治会を支援する施策の推進の根拠とするべく、速やかに制定したいと考えております。	④
150	地域コミュニティ活動の支援、中でも自治会への加入促進や活性化に資するため、大いに期待している。		④
151	地域を支える自治会にフォーカスし、それを応援する条例の制定に賛成する。		④
152	本条例は、その姿勢において画期的であり、高く評価できるものである。		④
153	結構な条例と思える。自治会加入促進に充分寄与するし、心強く感じた。是非とも条例が成立する様応援する。		④
154	近隣交流が希薄化された現象をもう一度地域愛に根付かせるためにも今回提案する条例に期待ができることと思う。 地域ぐるみで関連企業に協力を頂き、行政と連携してゆけば従前に無かった環境づくりがよみがえることと思う。 是非「応援する条例」を成功させて頂きたい。		④